

介護保険だより

平成30年10月号

群馬県国民健康保険団体連合会

福祉用具貸与の価格の上限設定等

平成30年10月サービス提供分から福祉用具の貸与価格のばらつきを抑制し、適正な貸与を実現するため、以下のとおり取扱いが変更されます。

- 福祉用具貸与について、商品ごとの全国平均貸与価格の公表や貸与価格上限設定を行い、以下の取扱いとする。
 - ・ 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格＋1標準偏差（1SD）」を上限とする。
 - ・ 平成31年度以降、新商品についても、3か月に1度の頻度で同様の取扱いとする。
 - ・ 公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。
 - ・ 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

※ 商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省のホームページ及び公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載されています（貸与件数が月平均100件未満の商品は除く。）。

【厚生労働省ホームページ】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

【公益財団法人テクノエイド協会ホームページ】

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

- 利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。
 - ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
 - ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
 - ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネージャーにも交付すること。

介護請求に誤りがあった場合の対応方法等について

介護請求に誤りがあった場合は、支払決定している介護給付費請求明細書を取下げたから、正しい内容の介護給付費請求明細書を再提出します。

1 介護給付費請求明細書の取下げ

保険者に取下げ申請（過誤申立て依頼）します。手続きについては各保険者で異なるため、直接保険者へお問い合わせください。

なお、被保険者番号が「H」で始まる利用者（生活保護受給者）の請求の取下げについては、介護券に記載されている福祉事務所に取下げを申請してください。

2 金額調整について

（1）調整方法

取下げ処理した月の支払確定額から、取り下げる額を差し引き、その差額を事業所に支払いします。

<例1>

【取下げ額】1件 30,000円

【処理月の支払確定額】10件 計270,000円

支払確定額から取下げ額を差し引き、

270,000円－30,000円＝240,000円 が事業所への支払額となります。

（2）事業所への通知について

国保連合会から「介護給付費過誤決定通知書」が届きます。取下げの処理が完了したことをお知らせする帳票です。

この帳票で取下げの完了を確認してから、介護給付費請求明細書を再提出してください。

3 注意点

一度に多くの介護給付費請求明細書を取り下げると、差し引き後の支払額がマイナスになり、事業所から国保連合会に返納していただくこととなります。

介護給付費請求明細書を取下げの際は、支払額に影響が出ないように、その月の請求件数や請求金額と比較して、取り下げる件数を決めてください。一度に多くの介護給付費請求明細書を取下げの場合は、「過誤処理」と「再請求」を同じ月に行う方法（同月過誤処理）があります。

詳しくは、本会ホームページ「介護事業所の皆様へ」を御覧ください。

問い合わせ先



群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
受付時間 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）
ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会